

●実費徴収

バス通園児	利用者のみ月額 2,000 円・片道 1,000 円
バス通園以外の園児	年額 2,000 円
給食費差額調整分	1号は月額 1,500 円・2号は月額 1,000 円 1号の長期休み（春・夏・冬）の預かり給食は別途徴収 （1食 300 円）
父 母 会 費	月 400 円（平成 28 年度）
入園時の用品代	10,000 円～20,000 円
園外活動など保育運営にかかわる経費	随時徴収 （いちご狩り・年長海遊び・年長お泊まり会等）
スナップ写真代	1 枚 40 円
一時預かり保育 （利用者のみ）	1号～早朝 1 回 100 円・預かり 1 時間 100 円・延長 1 回 200 円 ・長期休み（春・夏・冬休み）1 時間 100 円 2号～延長 1 回 200 円 短時間 8 時間を越える場合別途徴収

[3つの区分の支給認定]

新制度導入の施設を利用するには、子どもの年齢と保育の必要性に応じて3つの区分に分けられます。



1号認定

満3歳以上・教育標準認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

■利用先/幼稚園・認定こども園



2号認定

満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

■利用先/保育所・認定こども園



3号認定

満3歳児未満・保育認定

子どもが満3歳児未満で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

■利用先/保育所・認定こども園・地域型保育

2号・3号認定の利用時間について1か月就労時間が120時間以上となる場合は保育標準時間に区分され、1日11時間までの利用、64時間以上120時未満の場合は保育短時間に区分され、原則1日8時間までの利用となる。